

保 険 金 の 概 要

保険金の種類	保険金を支払う場合	支払保険金
死亡保険金	傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額の全額を支払います。
後遺障害保険金	傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（*1）が生じた場合	障害の程度に応じ保険金額の3%～100%を支払います。
入院保険金	傷害を被り、その直接の結果として、平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院（*2）した場合	入院日数に対し事故の日からその日を含めて180日を限度とし、1日につき入院保険金日額を支払います。
手術保険金	上記入院保険金を支払われる場合、含め、被保険者が事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、上記入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接的に受けた場合	手術の種類に応じて定められた倍率（＝10倍、20倍、40倍）のいずれかを入院保険金1日額に乗じた額を支払います。以上事故の手術を受けた場合はその1手術の最も高い倍率とし、つき1回手術に限ります。
通院保険金	傷害を被り、その直接の結果として、平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（*3）した場合	通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額を支払います。ただし平常の業務に従事することがない程度になおったとき以降の通院に対しては支払いません。

（*1） 【後遺障害】
身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。

（*2） 【入院】
下記のいずれかに該当することをいいます。
 (1) 入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）した場合
 (2) 次のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けた場合
 1 両眼の矯正視力が0.06以下になつていないこと
 2 咀嚼しやくまたは言語の機能を失つていないこと
 3 両耳の聴力を失つていないこと
 4 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失つていないこと
 5 両下肢の機能を失つていないこと

- 6 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 - 7 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 - 8 その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- (注) 入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金は支払われません。

(※3) 【通院】

医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含む）をいいます。

- (注1) 通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するため医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障があると保険会社が認めたときは、その日数に対して通院保険金を支払います。
- (注2) 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金は支払いません。
- (注3) いかなる場合にも事故の日からその日を含めて180日を経過した後通院に対しては通院保険金は支払いません。
- (注4) 通院保険金の支払を受けられる期間中新たに傷害を被ったとしても、重複しては通院保険金を支払いません。

労働保険加入勸奨業務に係る傷害保険に関するQ&A

平成22年10月

Q1. この保険で対象となる事故の要件を教えてください。

(A1)

1. 傷害保険は、「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「傷害」に対して保険金をお支払いするものです。

<用語の説明>

- ・ 急激とは、いいかえれば突発的に発生することを意味します。傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった事故から結果としての傷害までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。
- ・ 偶然とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険という偶然とは、事故の発生が偶然であるか、結果の発生が偶然であるか、原因、結果とも偶然であるかのいずれかを要します。
- ・ 外来とは、傷害の原因が身体の外からの作用によることをいいます。

2. 「急激かつ偶然な外来」の条件を欠く「傷害」には、靴ずれ、しもやけ、日射病、熱射病、各種職業病などがあります。

3. なお、ここでいう「傷害」には、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒については、保険金のお支払はいたしません。

Q2. 入院または通院の場合、いつまで保険の適用を受けることができますか。

(A2) 下記表をご確認ください。

保険の種類、対象となる事故及び支払日数等

保険金の種類	対象となる事故	支払日数等
死亡保険金		—
後遺障害保険金		—
入院保険金	事故の日からその日を含めて 180日以内の死亡、後遺障害、 手術、入院及び通院が対象	180日を限度
手術保険金	手術、入院及び通院が対象	1回の手術に限定
通院保険金		90日を限度

Q3. クモ膜下出血により転倒してケガをした場合、保険の適用を受けることができますか。

(A3)

1. クモ膜下出血など脳疾患が原因でケガをした場合には、普通傷害保険普通保険約款第3条第1項第5号の規定により、保険の対象外となります。
2. なお、「急激かつ偶然な外来の事故」によって転倒して、脳出血になった場合には、保険の適用を受けることができます。

Q4. この保険で対象となるのは、どんな業務に従事しているときですか。

(A4)

1. あくまで労働保険加入勸奨推進員として委嘱された方が、加入勸奨業務に従事中に発生した事故を補償します。
2. 業務中か否かは政府労災の業務災害・通勤災害の解釈を準用し、業務起因性、業務遂行性の両方を満たすか否かで判定します。

Q5. 現場へ移動中のケガは対象となりますか。

(A5)

通常の勤務先から当該業務に従事する場所への移動中についても、保険の対象となります。自宅、お取引先からでも合理的経路および方法によって往復する範囲においては、対象となります。

Q6. 仕事を終えて自宅に帰る途中に車にひかれてケガをした場合、加害者の自動車保険（自賠責保険）と、本保険の双方から保険金を受け取ることができますか。

(A6)

1. 本保険は、自動車保険（自賠責保険）で支払われる賠償保険金とは関係なく、保険金をお支払します。
2. なお、自宅と活動場所との往復中におけるケガについては、通常の経路による場合に限りませので、ご注意ください。

Q 7. 腰痛の場合には、保険は全く適用を受けることができないのでしょうか。

(A 7)

1. 腰の持病のない方が、急に重たいものをもってギックリ腰となった場合には、「急激かつ偶然な外来の事故」の条件を満たしますので、保険の適用を受けることができます。
2. しかしながら、椎間板ヘルニア等の持病のある方が、仕事の結果、腰痛になった場合には、原則として保険の適用外となりますのでご注意ください。なお、原因が不明な場合には、保険会社が個別に判断しますので、とりあえず事故報告の提出をお願いします。

Q 8. 病院に行かずに接骨院で治療を受けた場合、保険の適用を受けることができますか、また、針や灸の場合はどうでしょうか。

(A 8)

1. 本保険では、病院または診療所における医師の治療が要件となっております。
2. 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による治療の場合、治療日数の認定にあたっては、障害の部位や程度に応じ、医師の治療との比較等を行い、総合的に判断したうえで保険金をお支払させていただきます。
3. また、針、灸、マッサージなどの医療類似行為による治療の場合、医師の指示による治療以外は保険金のお支払の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q 9. 労災保険が支払われる場合には重複して支払われるのですか。

(A 9)

本保険は、加入勧奨推進員の皆様の業務中、及び通勤途上のケガを補償の対象とする保険ですので、支払要件を満たす場合は、他の保険の支払とは関係なく、お支払いいたします。従って、労災保険と重複して支払われますし、自動車事故の場合であれば、自動車保険とも重複してお支払の対象となります。

Q 10. 保険金の請求をするにあたって、病院から診断書をもらう必要はありますか。

(A 10)

1. 10万円以下の保険金請求の場合は、診断書の取付けは不要で、病院等で治療を

受けたことの確認資料として、診察券の写、領収書等を添付いただくこととなります。

2. 診断書の取付け費用は、保険の対象にはなりませんので、ご注意ください。

Q 1 1. 他の傷害保険に加入している場合、保険金は支払われますか

(A 1 1)

本保険は、他の傷害保険で支払われる保険金とは関係なく、支給要件を満たす場合には、保険金をお支払します。

Q 1 2. 事故が発生した場合、保険会社（代理店）への事故の通知の期限はありますか。

(A 1 2)

事故が発生した場合は、事故の状況や傷害の程度を事故の日からその日を含めて30日以内に取扱店・取扱者又は保険会社へ通知してください。

<連絡・問い合わせ先>

取扱代理店	株式会社 全福サービズ 〒101 - 0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 芙蓉神田須田ビル 5F T E L. 03 - 3252 - 2020 F A X. 03 - 3258 - 8878
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部公務第二課 〒102 - 8014 東京都千代田区三番町6-4 T E L. 03 - 3515 - 4124 F A X. 03 - 3515 - 4125